

令和6(2024)年度運営指導の結果について 【居宅介護支援】

居宅介護支援事業所については、5事業所に対して運営指導を実施しました。

事業所様におかれましては、内容を御了知の上、日々のサービス提供で基準違反等が発生していないか御確認をお願いします。

指摘事項は以下のとおりです。

○人員に関する事項について

1	勤務実績表と出勤簿に一部相違があったため、適切に管理すること。
---	---------------------------------

○運営・報酬に関する事項について

1	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないが、掲示が確認できなかった。
2	運営規程において一部誤字があったため、適切に修正すること。
3	契約書において、契約日の記載漏れが見られたため、適切に文書を完結すること。
4	契約書、重要事項説明書及び個人情報利用に係る同意書について、同意した日付が空欄となっているものがあった。サービスを提供する上で、必要な事項であるため、必ず記載すること。
5	重要事項説明書について、古い内容を掲示していたため、内容に変更があった場合は、最新のものに差し替えること。
6	重要事項説明書において、「栃木県知事指定」と記載されている部分があったため、「那須塩原市指定」等の適切な形に修正すること。
7	重要事項説明書において、運営基準減算に係る記載をしていたが、減算を適用した場合の算定方法について一部相違があったため、適切な形に修正すること。
8	重要事項説明書に記載した居宅介護支援費の単位数が誤っていた。正しい単位数に修正すること。
9	重要事項説明書において、各種公的機関の部署名等に誤字が散見された。正しい形に修正すること。
10	重要事項説明書について、記載される加算の名称に誤りがあった。
11	B C P計画について、同一建物内の併設サービス等と連携する形で作成されていたが、居宅介護支援事業所の運営に係る部分については、具体的な対応の記載がなかった。緊急時の対応について検討し、適宜B C P計画を見直すこと。
12	感染症の予防及びまん延防止のための措置のうち、検討委員会の設置と指針の整備が確認できなかったこと。

○ケアプランに関する事項について

1	居宅サービス計画書第2表について、目標が抽象的で評価のしにくさがあると感じた。個人によって解釈が異なる可能性のある表現を避け、具体的な記載をすること。
---	---

2	居宅サービス計画書第2表について、短期目標は近い将来達成すべき目標、長期目標はより先の将来達成すべき目標と言う考えから評価期間は異なっている事が理想だが、長期目標・短期目標の期間が全て同じものがあった
3	居宅サービス計画書第2表について、「ニーズ」と「長期目標」が同じ内容になっているものがあった。「ニーズ」の達成に向けて「長期目標」と「短期目標」をそれぞれ設定するものであるため、整合性が取れる適切な形に設定すること。
4	居宅サービス計画書第3表について、「主な日常生活上の活動」の記載が漏れていた。利用者の起床や就寝、食事、排泄など主要な日常生活に関する活動を明らかにし、対応するサービスとの関係が分かるよう、記載を行うこと。

○他事業所の規範となる事項について

1	毎月の訪問時に利用者の発語状況や表情などが詳細に記録に残されており、丁寧な対応がなされている。
2	介護サービス計画書において、利用者の身体機能が低下しないよう配慮され、介護サービスが効果的に提供されている。
3	研修計画について、個人目標を設定させており、介護支援専門員の資質、自主性の向上を図る体制となっていた。
4	困難事例について、地域包括支援センター等と協力し適切に対応していた。
5	運営指導に際し、各種書類の準備を求めたが、分かりやすく分類され、また丁寧な説明もあり、円滑に進めることができた。
6	利用者の状況や希望と身体状況の経過が整理され、適切に計画の見直しがされていた。